

## 令和3年度兵庫県障害福祉審議会第2回不服審査部会議事概要

- 1 日 時 令和4年2月16日(水) 午後1時～
- 2 場 所 兵庫県庁3号館8階会議室(オンライン)
- 3 出席者 不服審査部会委員 6名
- 4 議 事

### (1) H28-11 案件

議事に先立って、審査請求人及び審査請求代理人より、10分間の口頭意見陳述が行われた。その後、事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 申請書に記載された支給量を認めない場合は不利益な処分として理由付記の必要があるかどうかという点に関して、最高裁判所による判断は未だなされていないことに鑑みると、申請書に記載された支給量は、申請者に対して支給するか否かを判断するための勘案事項の一つに過ぎず申請内容には含まれないとする処分庁の判断が違法と断じることができない。このため、それを下回る支給決定は一部拒否処分ではないため、本件処分に理由付記がなされなかったことをもって違法とすることはできないと解するのが相当。
- 処分庁は、支給決定の過程で、関係者聞き取り等を十分に行い、請求人の状況等を確認の上、非定型審査会に諮問し、非定型審査会から支給決定案について適切である旨判断されており、本件処分は適正であったと判断される。

〔補足事項〕

申請者が納得できるよう、処分庁に対してさらに丁寧な説明を求めることを付言すべきであるとの意見があった。

### (2) H30-7 案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は認容するべきである。

〔理由〕

- 高齢の脳性麻痺の方が症状改善することは基本的には考えづらく、医師意見書で、「上肢筋力の低下傾向。現行の支援が引き続き必要。」

と記述がある中、十分な調査及び検討を行った上で、支給量を減らした決定を行ったとは言いがたい。

### (3) R1-3 案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 審査請求人が社会参加をする中で、さらに困り事が出てきており、もっとサポートがあればもっとできるという思いは理解できる。
- 一方で、脊椎損傷及び高次脳機能障害の症状が進んでいるとはいえず、24時間の見守りが必要とまでは認められない。
- 処分庁は、非定型分の状況等を勘案して支給決定しており、手続として問題ない。

### (4) R2-1 案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 一般的に、精神科疾患については、症状が揺れ動くことは否定できないが、処分庁は正当に評価を行い、正当な手続を踏んでいると判断できる。
- 状態が悪化している可能性もあるが、その場合は、もう一度申請し直すなどの手続を踏む必要がある。